

令和7年那審第10号

裁 決

水上オートバイA被引浮体搭乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年3月25日11時55分

沖縄県国頭郡金武町金武海岸東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA

総トン数 0.2トン

登録長 2.89メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 154キロワット

3 事実の経過

Aは、最大とう載人員3人のF R P製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、知人3人が搭乗する浮体を、直径約20ミリメートル長さ約18メートルの合成繊維製えい航索で船尾に引き、遊走の目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、浮体搭乗者全員が救命胴衣及び安全帽をそれぞれ着用し、令和7年3月25日11時50分金武海岸北部の砂浜を発進し、同海岸東方沖合の遊走海域に向かった。

ところで、浮体は、長さ2.01メートル幅1.98メートルのポリ塩化ビニル製膨張式水上遊具で、浮体搭乗者3人が背もたれ付きの座面に横並びに座り、各座面付近に設けられたグリップを握って下肢を伸ばした姿勢で乗る構造であった。

a受審人は、前示海域で遊走を繰り返し、右旋回を終えて発進地点に戻ることとし、11時55分僅か前金武中城港金武火力発電シーバース灯（以下「金武シーバース灯」という。）から046度（真方位、以下同じ。）2.1海里に当たる北緯26度27.8分東経127度56.8分の地点（以下「基点」という。）から178度132メートルの地点で、船首が265度を向き、毎時20.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で進行していたとき、発進地点に向けて右転を開始した。

右転を開始したとき、a受審人は、右旋回したことによる遠心力で浮体が左方に振られて金武海岸に乗り揚げるおそれがあったが、海岸線などを見て、砂浜から十分に離しているものと思い、一旦停止して浮体にかかる遠心力を軽減させるなど、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、右転しながら続航し、11時55分基点か

ら186度135メートルの地点において、Aは、船首が355度を向いたとき、原速力のまま、遠心力により左方に振られた浮体が金武海岸に乗り揚げ、浮体搭乗者3人が転落した。

当時、天候は晴れで風力4の南南西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

その結果、浮体搭乗者1人が、約3か月の患部安静を要する右橈骨遠位端骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件浮体搭乗者負傷は、金武海岸東方沖合において、浮体をえい航して遊走中、右旋回を終えて同海岸に戻る際、浮体搭乗者に対する安全確保の措置が不十分で、遠心力により左方に振られた浮体が金武海岸に乗り揚げたことによって発生したものである。

a 受審人は、金武海岸東方沖合において、浮体をえい航して遊走中、右旋回を終えて同海岸に戻る場合、右旋回したことによる遠心力で浮体が左方に振られて金武海岸に乗り揚げるおそれがあったから、一旦停止して浮体にかかる遠心力を軽減させるなど、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、海岸線などを見て、砂浜から十分に離しているものと思い、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、遠心力により左方に振られた浮体が金武海岸に乗り揚げ、浮体搭乗者3人が転落する事態を招き、同搭乗者1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年11月27日

門司地方海難審判所那霸支所

審判官 山本哲也